

私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱
(昭和 56 年 6 月 30 日岩手県告示第 790 号)

| | | |
|------|-------------------|-------------|
| 〔沿革〕 | 昭和 62 年 7 月 10 日 | 告示第 558 号改正 |
| | 平成元年 7 月 11 日 | 告示第 623 号改正 |
| | 平成 2 年 5 月 8 日 | 告示第 391 号改正 |
| | 平成 4 年 5 月 1 日 | 告示第 407 号改正 |
| | 平成 6 年 5 月 13 日 | 告示第 421 号改正 |
| | 平成 7 年 4 月 21 日 | 告示第 414 号改正 |
| | 平成 10 年 5 月 29 日 | 告示第 520 号改正 |
| | 平成 13 年 4 月 24 日 | 一部改正 |
| | 平成 16 年 5 月 26 日 | 一部改正 |
| | 平成 19 年 5 月 14 日 | 一部改正 |
| | 平成 21 年 2 月 27 日 | 一部改正 |
| | 平成 22 年 3 月 31 日 | 一部改正 |
| | 平成 22 年 8 月 25 日 | 一部改正 |
| | 平成 23 年 3 月 15 日 | 一部改正 |
| | 平成 24 年 10 月 15 日 | 一部改正 |
| | 平成 26 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| | 平成 27 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| | 平成 29 年 9 月 4 日 | 一部改正 |
| | 平成 30 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| | 平成 30 年 8 月 20 日 | 一部改正 |
| | 平成 31 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| | 令和元年 7 月 1 日 | 一部改正 |
| | 令和 2 年 7 月 6 日 | 一部改正 |
| | 令和 3 年 6 月 21 日 | 一部改正 |
| | 令和 4 年 7 月 29 日 | 一部改正 |
| | 令和 5 年 8 月 31 日 | 一部改正 |

(目的)

第 1 県内の私立高等学校、私立特別支援学校の高等部、私立専修学校、私立小学校又は私立中学校（以下「私立高等学校等」という。）に在学する児童生徒で経済的理由により修学が困難な者に係る授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の負担の軽減を図るため、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）、同法第 64 条第 4 項に規定する法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 3 条に規定する法人（以下「学校法人等」という。）が行う授業料等の減免に係る経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第 2 第 1 に規定する授業料の減免に係る経費は、学校法人等がその設置する私立高等学校若しくは私立特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）の全日制課程、私立専修学校の高等課程、私立小学校又は私立中学校に在学する児童生徒の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該児童生徒に対して行う授業料の減免に係る経費とする。

(1) 高等学校等（全日制課程）
世帯収入が 590 万円以上相当から 620 万円未満相当と認められる世帯

(2) 専修学校（高等課程）
世帯収入が 590 万円以上相当から 620 万円未満相当と認められる世帯

(3) 小学校又は中学校
ア 家計急変した年度については、家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降 1 年間の世帯収入が 400 万円未満相当と認められる世帯
イ 家計急変した年度の翌年度以降については、保護者等の家計急変後の年収の合計が 400 万円未満相当と認められる世帯であって、保護者等の資産保有額の合計が 700 万円未満と認められる世帯

2 第 1 に規定する入学金の減免に係る経費は、学校法人等がその設置する高等学校等の全日制課程又は専修学校高等課程に入学した生徒が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合に、当該生徒に対して行う入学金の減免に係る経費とする。

（補助額）

第 3 補助額は、別表 1 の額を上限とする。

（申請の取下期日）

第 4 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（立入検査等）

第 5 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（書類の整備等）

第 6 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

（前金払）

第 7 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、私立高等学校等授業料等減免事業補助金前金払請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第 8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表 2 のとおりとする。

（補則）

第 9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別途知事が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日において現に私立高等学校等に在学する生徒に係る補助金の交付の対象及び補助額については、この要綱による改定後の私立高等学校等授業料等減免事業補助金交付要綱第 2 及び第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 4 日から施行し、平成 29 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 20 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 6 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 29 日から施行し、令和 4 年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行し、令和 5 年度の事業から適用する。

別表1 (第3関係)

| 区 分 | | 要 件 | 補 助 額 |
|-----------|------------------|--|---|
| 授業料 減免 | 高等学校等 (全日制課程) | 世帯収入が 590 万円以上相当から 620 万円未満相当と認められる世帯 | 納入する授業料の月額 (21,450 円を上限) から高等学校等就学支援金を控除した額 |
| | 専修学校 (高等課程) | 世帯収入が 590 万円以上相当から 620 万円未満相当と認められる世帯 | 納入する授業料の月額 (21,450 円を上限) から高等学校等就学支援金を控除した額 |
| | 小学校 又は 中学校 | ア 家計急変した年度については、家計の急変により授業料を納付することが困難と認められる世帯であって、事実発生日以降 1 年間の世帯収入が 400 万円未満相当と認められる世帯 イ 家計急変した年度の翌年度以降については、児童生徒の保護者等の家計急変後の年収の合計が 400 万円未満相当と認められる世帯であって、保護者等の資産保有額の合計が 700 万円未満と認められる世帯 | 納入する授業料額の範囲内 (月額 28,000 円を上限とする。) |
| 入学金減免 | | 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者 | 納入する入学金 (※) から 5,650 円を控除した額 |

※ 入学金の額は、平成 22 年度の各私立高等学校等の学則で定めた入学金の額

別表2 (第8関係)

| 条 項 | 提出書類及び添付書類 | 様 式 | 提出部数 | 提出期日 |
|---|---|--------------------|------|--------|
| 規則第 4 条の 規定による書 類 | 私立高等学校等授業料等減免事業補助金 交付申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類 | 第 1 号 第 2 号 | 1 部 | 別に定める。 |
| 規則第 6 条第 1 項第 1 号、 第 2 号及び第 3 号の規定に より承認を受 ける場合の書 類 | 私立高等学校等授業料等減免事業変更 (中止、廃止) 承認申請書 1 事業計画書 2 その他知事が必要と認める書類 | 第 3 号 第 2 号 | 1 部 | 別に定める。 |
| 規則第 13 条第 1 項の規定に よる書類 | 私立高等学校等授業料等減免事業補助金 (精算) 請求書 1 事業実績書 2 その他知事が必要と認める書類 | 第 4 号 第 2 号 | 1 部 | 別に定める。 |